



屋外焼却は配慮を！

1階 水道環境課
環境衛生係 ☎内線2121

農業・林業を営むために、やむを得ず除草した草などを焼却をする場合は、周囲の方たちへの配慮をお願いします。

例外に該当すると思われる焼却についても、近隣に多大な迷惑となる場合があります。必ず近隣への影響に配慮した上で行ってください。町へは煙や臭いに困り果てた方から多くの苦情が寄せられています。

- 時間帯・量・風向きに注意しましょう。
- 草などはよく乾かし、少量ずつ短時間で燃やしましょう。
- ご近所とコミュニケーションを取り、十分理解を得ましょう。

○屋外焼却とは

畑や空き地などの屋外でごみを焼却する行為です。地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶や家庭用焼却炉での焼却を含みます。屋外焼却は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で禁止されています。

○法律に違反した場合の罰則

5年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金、またはこの両方が科せられます。

○例外として認められている焼却

「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却」として定められた次のような行為

- どんど焼きなど風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業・林業を営むためにやむを得ない焼却(稲わら、田畑で除草した草など)
- 一般家庭で日常生活を営む上で行われる軽微な焼却

※火災の危険性がある場合や、産業廃棄物(商売などの事業活動で出た廃棄物)を燃やしているなど悪質と思われる場合は、110番もしくは119番へ通報してください。

農振除外の手続きをお願いします

2階 産業課 農地係 ☎内線2257

農振整備計画の変更(農振除外)とは

農業振興地域内の農地には、青地とその他農用地(白地)の2種類があります。

町では「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良農地として守る必要がある農地を、農業振興地域内の農用地(以下「青地」という。)として指定しています。青地に指定されている土地は、農業以外の目的として利用することはできません。やむを得ず農業以外の用途(住宅、工場、資材置場等)を計画されるときには、事前に青地からの除外手続きが必要となります。申請内容によっては除外ができない場合もありますので、事前にお問い合わせください。

提出期限 12月22日(木)まで

申請書類提出場所 産業課 農地係

※なお提出期限から除外の決定までは10ヶ月から1年ほどかかります。

申請される場合は早めにお問い合わせいたします。

申請書添付書類

除外申出書/事業計画説明資料/農地転用等の通知および意見書/位置図(町全図および住宅地図)/計画配置図、断面図、平面図/隣地承諾書/公図※/全部事項証明書(土地登記簿謄本)※

※岐阜県地方務局美濃加茂支局

将来の年金額を増やせます！

1階 町民課 医療年金係 ☎内線2115



国民年金後納制度は、過去5年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができます。また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。

過去5年以内に納め忘れた保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。なお、後納制度が利用できる期限は平成30年9月30日までとなっています。

過去2年以内の未納分は、これまで通り後納制度を利用しなくても納付可能です。なお、過去5年とは、納めようとする月前5年以内の期間です。

(例)平成24年4月分の場合、

↓平成29年4月末まで納付可能となります。

〈後納制度のお申し込み〉

国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011050

050から始まる電話の場合 ☎0367312015

〈後納制度やその他の年金の相談〉

美濃加茂年金事務所 ☎0574-258181